

# 信 頼

# S i n r a i

VOL. 48

発行責任者 / 小林 政氏

発 行 日 / 2009年6月1日



所報タイトル「信頼」は所内で掲げる

平成 21 年度の目標です。

この所報のバックナンバーは弊所ホームページにて掲載しております。

## NPO法人 相続支援センターかわぐち相談室

### なぜ相続になると、親族でもめてしまうのでしょうか？

「亡くなった人の意思が見えないから」ではないでしょうか。

意思が見えるときには、残された意思によって、争うことなくまとまっていくような気がします。

だからこそ、生きてきた証や心や財産を伝えることは必要で、残された家族にとってはこれから生きる力にもなります。

相続人の方たちの様子から、亡くなった人の人生や人柄が手に取るように見えてしまう場合があります。

互いに配慮しながら円滑に進められるご家庭もあれば、財産の分け方でもめてしまうご家庭もあります。

形ある財産を残すことはもちろん大切ですが、身内の争いを残さないことつまり相続を用意してあげることが大事だと思われまます。

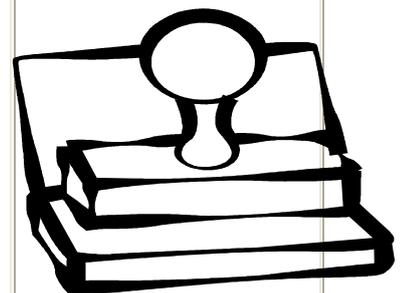
残された相続人のためにも、「何を残せるのか」「何を残したらいけないのか」を整理して考えてみることで、それが相続を用意することになるのではないのでしょうか。

そこで、遺産相続のトラブルを未然に防ぐために、“遺言書”を書いてみませんか。



# 遺言書の違い

|          | 直筆証書遺言  | 公正証書遺言  | 秘密証書遺言  |
|----------|---|---|---|
| 作成方法     | 遺言者が<br>・遺言の全文<br>・日付、氏名<br>を <b>自署して押印</b> する  | 証人二人の立会いのもと、公証役場で遺言者が口述した内容を公証人が文章にして作成する       | 遺言者が遺言書に署名捺印し、封印し、公証人と証人二人の前に提出し、自己の遺言であることを証明してもらう方法 |
| 印鑑       | 実印または認印   | 遺言者は実印<br>証人は実印または認印                            | 実印または認印   |
| 遺言書の保管   | 遺言者が保管  | 原本は公証役場で保管される<br>遺言者には正本と謄本が交付される               | 遺言者が保管  |
| 家庭裁判所の検認 | 必要  | <b>不要</b>                                       | 必要  |
| メリット     | 遺言書の内容・存在を秘密にでき、作成も簡単   | <b>紛失や改ざんの恐れがない</b><br>遺言の存在と内容が明確で <b>最も安全</b> | 内容を秘密にできる<br>費用が安価<br>代筆が可能<br>改ざんの恐れがない              |
| デメリット    | 紛失や改ざんの恐れがある<br>相続時に <b>遺言書が見つからない</b> 恐れがある<br>要件不備で <b>無効</b> になる場合がある<br>字が書けない人にはできない | 若干の手間と費用がかかる<br>遺言の内容が漏れる可能性がある                 | 要件不備で <b>無効</b> になる場合がある                              |



# 相談できる相手はいますか？

本やインターネットなどから相続対策について  
様々な情報を得ることができますが  
その情報はあなたに合った正しい情報だと思いますか？



生前に贈与した方がいい・・・

賃貸物件を建てた方がいい・・・

保険に加入した方がいい・・・

本当にこれでいいのでしょうか

円滑な財産の分割  
納税資金の準備  
節税

これら

3つのバランスが重要です

この対策によるメリットは何なのか  
この対策を行ったらどういうリスクが生じるのか  
それを防ぐにはどういう対策が必要になるのか  
場合によっては何もしない方がいいということもあるのです

**完全な相続対策には、総合的に判断できる専門家が重要です。**

当相談室では、あらゆる角度から分析・検討を行い、  
皆様の疑問・不安を解消し、相続問題の解決のお手伝いができればと考えております。  
お気軽にご相談ください。

全国相続協会

NPO 相続支援センター かわぐち相談室

TEL 048-255-4165 (よいろうご)

FAX 048-255-8792

e-mail kawaguchi4165@ybb.ne.jp

全国相続協会

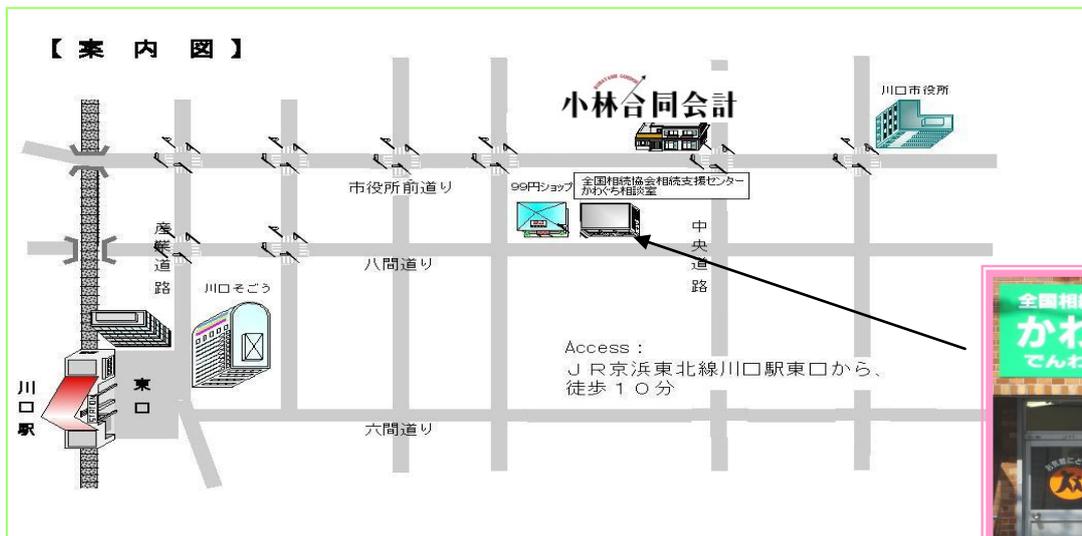
相続支援センターかわぐち相談室

T E L : 0 4 8 - 2 5 5 - 4 1 6 5

F A X : 0 4 8 - 2 5 5 - 8 7 9 2

相続無料相談

【受付時間】 9:00 ~ 18:00



『雨の日の自転車』

野村 洋子

事務所に入所以来十数年、自転車通勤しております。少し前になりますが、自転車の交通ルールが話題になりました。子供にはヘルメットを着用、親子三人乗りの問題等で、その中の一つに雨の日の傘をさしての片手運転がありました。まさに私は該当者！転倒し、通りがかった車に轢かれ死亡した事件もあったとのこと。確かに危険です。車を運転している方には迷惑な事。申し訳ございません。雨の日は、少し早めに出てバスで、と思うのですが、つい・・・。

若い頃に比べ反射神経も鈍くなってきました。怪我をしないうちに、と反省です。

